

# インボイス制度について

## I. インボイス導入の経緯

平成29年4月1日より消費税が10%に増税されます。

その救済措置として、軽減税率が導入されます。

軽減税率が導入されると、購入した側で商品やサービスごとに税率を区分して判断する必要があり、その判断のためにインボイスが必要となります。

『インボイス』とは適用税率や税額など一定の事項が記載された書類のことで、消費税の課税事業者（消費税の申告をしている事業者のことです）でない事業者は発行することができません。

【日本の請求書】		【イギリスのインボイス】																																																																				
<p>【日本】 請求書</p> <p>税込価格のみの記載で可 (適用税率・税額の 記載義務は無い)</p> <p>株式会社〇〇商事 株式会社△△商事 〒100-0001 東京都千代田区〇〇〇</p> <p>税込合計金額 ¥ 184,400</p> <table border="1"> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>税率</th> <th>税引</th> <th>税引後</th> </tr> <tr> <td>資料品等</td> <td>10</td> <td>18,440</td> <td>184,400</td> <td>10%</td> <td>18,440</td> <td>165,960</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>184,400</td> <td></td> <td>18,440</td> <td>165,960</td> </tr> </table> <p>商品名等について包括 的に記載可</p> <p>一定の期間内の取引 をまとめて記載可</p>	品名	数量	単価	金額	税率	税引	税引後	資料品等	10	18,440	184,400	10%	18,440	165,960	合計			184,400		18,440	165,960	<p>【イギリス】 A FULL TAX INVOICE</p> <p>課税事業者の登録番号</p> <p>Supplier Invoice No: 1234 O.K.A. TRADE LTD From: Any Street, Any Town To: N. Jolly, 222, The High Street, London NE14 4PT</p> <p>Serial: Time of supply 16/01/2012 Date of Issue: 19/01/2012</p> <table border="1"> <tr> <th>Quantity</th> <th>Description and price</th> <th>Rate</th> <th>Total</th> <th>VAT</th> <th>Total</th> </tr> <tr> <td>6</td> <td>Radice 5915-B-625-20</td> <td>161.22</td> <td>967.32</td> <td>165.32</td> <td>1132.64</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>Record Players 625-6</td> <td>94.42</td> <td>377.68</td> <td>75.54</td> <td>453.22</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>Lamps 17716-615-50</td> <td>92.00</td> <td>552.00</td> <td>110.40</td> <td>662.40</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>338.60</td> <td>67.72</td> <td>406.32</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Total (Gross)</td> <td></td> <td>338.60</td> <td>Total VAT</td> <td>67.72</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>VAT</td> <td></td> <td>67.72</td> </tr> <tr> <td></td> <td>TOTAL</td> <td></td> <td>406.32</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>運用品率・税 率の記載を後 添付け</p> <p>財務省HPより引用</p>	Quantity	Description and price	Rate	Total	VAT	Total	6	Radice 5915-B-625-20	161.22	967.32	165.32	1132.64	4	Record Players 625-6	94.42	377.68	75.54	453.22	6	Lamps 17716-615-50	92.00	552.00	110.40	662.40				338.60	67.72	406.32		Total (Gross)		338.60	Total VAT	67.72				VAT		67.72		TOTAL		406.32		
品名	数量	単価	金額	税率	税引	税引後																																																																
資料品等	10	18,440	184,400	10%	18,440	165,960																																																																
合計			184,400		18,440	165,960																																																																
Quantity	Description and price	Rate	Total	VAT	Total																																																																	
6	Radice 5915-B-625-20	161.22	967.32	165.32	1132.64																																																																	
4	Record Players 625-6	94.42	377.68	75.54	453.22																																																																	
6	Lamps 17716-615-50	92.00	552.00	110.40	662.40																																																																	
			338.60	67.72	406.32																																																																	
	Total (Gross)		338.60	Total VAT	67.72																																																																	
			VAT		67.72																																																																	
	TOTAL		406.32																																																																			

(注) インボイス制度については平成33年4月より導入され、それまでは請求書に軽減税率の適用品目に印をつけるなどの簡易な方法も認められます。

インボイス制度が導入されることのメリット、デメリットは以下の通りとなります。

## II. メリット

1. インボイスによって購入した商品やサービスについて課された消費税率や消費税額が容易に確認できる。
2. 免税事業者（消費税を申告・納税する必要がない事業者です）は売上に対して消費税を上乗せすることができなくなるため、免税事業者がお客様より預かった消費税を納税することなく、自己の収入としてしまう、いわゆる益税を回避できます。

## III. デメリット

1. 商品を販売或いはサービスを提供した事業者は領収書等（インボイス）に以下のような事項を記載する必要が生じると予測されるため事務手続が増加します。

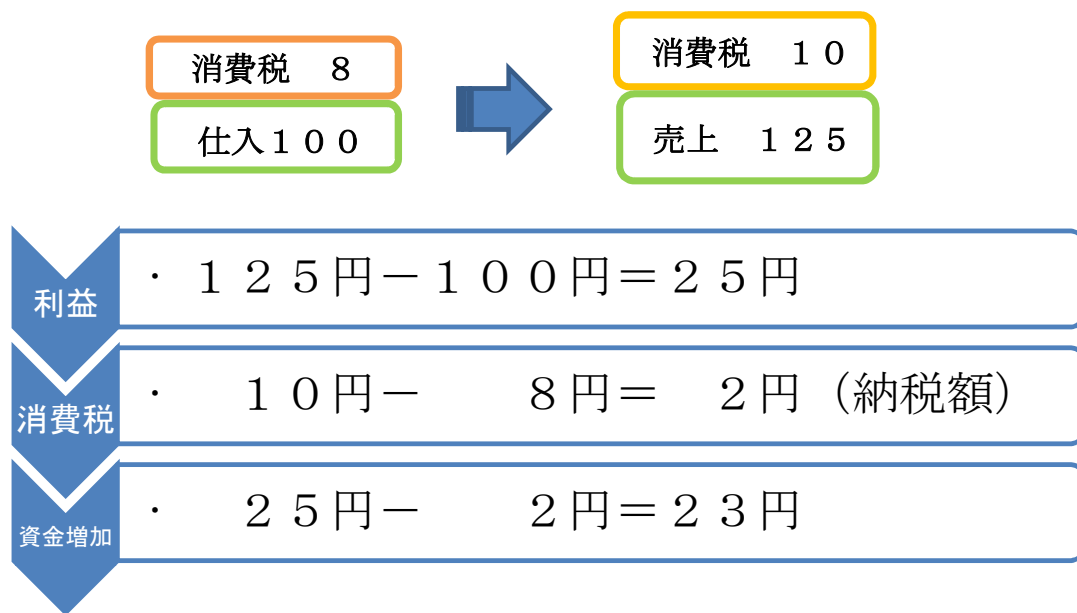
- (イ) インボイスの発行日
- (ロ) インボイスの通し番号
- (ハ) 取引の相手方の事業者番号
- (ニ) インボイス発行者の正式な名称・住所等
- (ホ) 取引の内容、金額、その取引に適用される消費税率、消費税額 等

2. インボイスの不発行、不正発行については罰則が設けられる予定です。

3. 購入した商品等の消費税を消費税申告の計算上控除するためには、インボイスを保存する必要があります（インボイスを紛失した場合は控除できません）。
4. 免税事業者はインボイスを発行できない（消費税の計算上経費として認められない）ので、一般の事業者は（消費税の計算上不利となる）免税事業者との取引を避けてしまう恐れがあります。

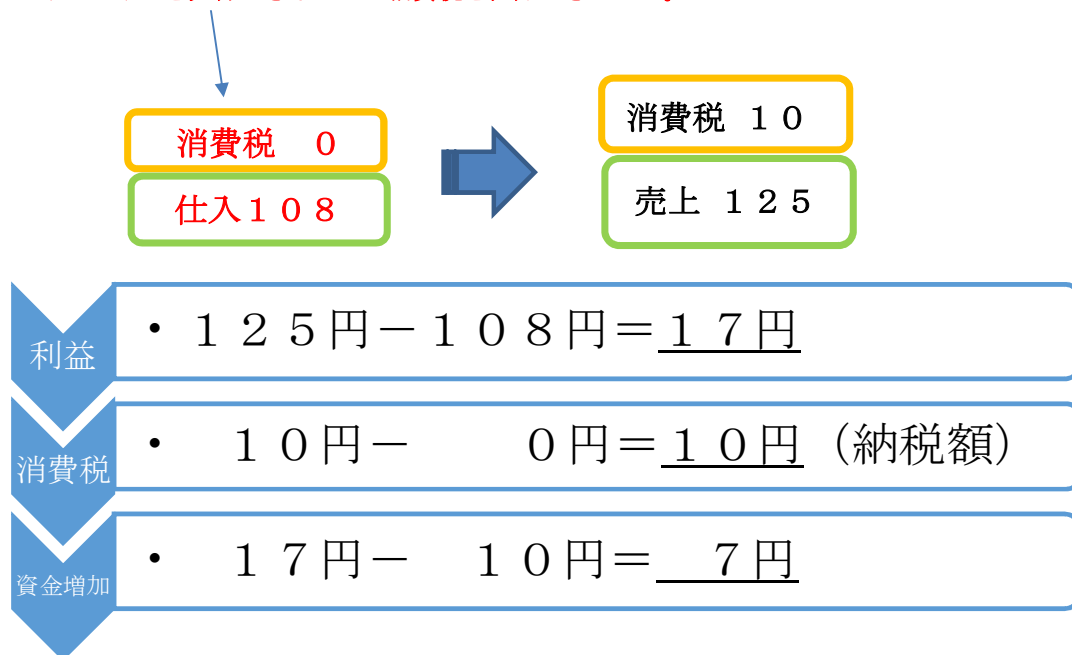
⇒商品を課税事業者から購入した場合と免税事業者から購入した場合で下記のような違いが生じてしまいます。（商品を100円で仕入れて125円で売った場合）

#### A：課税事業者より商品を購入した場合



#### B：免税事業者より商品を購入した場合

インボイスを発行できないので消費税を控除できません。



インボイス制度や軽減税率についてはまだ定められていない部分もあるため、御注意ください。

ご不明点等がございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせください。